

佐賀県立三養基高等学校
「部活動の在り方に関する方針」

2020年4月

○ 佐賀県立三養基高等学校「部活動の在り方に関する方針」策定の趣旨等

今日に至るまで、部活動は、学校の教育活動の一環として、異年齢も含めた交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場、人間としての成長の場としての役割を果たしてきました。

本校においても、「文武両道」を掲げ、日々の授業や学校行事等の充実と併せて部活動の振興を図り、心身共に健全な生徒の育成に努めてきたところであり、顧問として献身的に指導に当たってきた教職員、保護者や地域の方々の協力によって、現在、充実した活動が展開されています。

しかしながら、近年、部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、日々の活動において、生徒がより主体的に取り組むことや、短時間で効率的・効果的な活動への質の転換といった改善が求められ、佐賀県の「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」（以下、「県方針」という。）でも、次の点に留意するよう記されています。

- ・各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていること
- ・地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施すること
- ・過度な運動はスポーツ障害等の発生率が高くなることや体力・運動能力の向上につながらないこと（運動部）
- ・過度な練習が生徒の心身に負担を与えること（文化部）

また、部活動が教職員の長時間労働など過重負担の一因といわれる中、教職員が心身ともに健全な生活をおくることができるよう、ワーク・ライフバランスを図っていくことも必要なことです。

このような中、本校の部活動の在り方の改善のため、スポーツ庁が作成した国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が作成した国の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び県方針を参考にして、佐賀県立三養基高等学校「部活動の在り方に関する方針」（以下、「本方針」という。）を策定しました。

○ 部活動の学校教育における位置づけ

(1) 本校教育の一環としての部活動

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるとともに持続可能な運営体制が整えられるよう留意する」旨が明確に示されています。本校においても「文武両道」を掲げ、日々の授業や学校行事等の充実と併せて部活動の振興を図り、心身共に健全な生徒の育成に努めてきたところであり、今後も本校教育課程との関連を図りつつ、生徒

の主体性を尊重し、効率的・効果的な取組をしながら、活動の充実を図っていく必要があります。

(2) 部活動の意義と効果

先述したように、部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が認められます。そして、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等につながるものと考えています。

また、高校時代における部活動の経験をとおして、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ資質や能力を育てることができるものと考えます。

本校部活動においても、上記の教育的意義をふまえ、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、地域・学校の状況等を考慮しながら、バランスの取れた適切な運営体制を構築することが必要となると考えています。

○ 適切な運営のために

(1) 校長の役割

- ① 校長は、部活動の実施に当たっては、「ガイドライン」及び「県方針」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について徹底するよう指導します。
- ② 校長は、部顧問が、より効率的・効果的な指導ができるように研修の機会を確保し、けがや事故についての未然防止についても高い意識を持たせ、特に、夏場など高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するよう指示します。
- ③ 校長は、部活動顧問の配置に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌等を考慮し、円滑な部活動が実施されるよう適正な顧問の配置に努めます。
- ④ 校長は、円滑な部活動実施のために必要があれば、当該部活動顧問と協議の上、外部から指導者を招くこともあります。
- ⑤ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を公表します。
- ⑥ 校長は、部活動が生徒の学習や睡眠に影響を与え、身体的、精神的な負担感につながっていないか、また、教師の負担が過度なものとなっていないか、常に考慮しながら、適宜、顧問に対して指導・是正を行います。

(2)部顧問の役割

- ① 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出します。
- ② 部顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に提示します。
- ③ 部顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の技能修得に応じて適切な休養を取ります。また、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用しながら、短い時間で効果が得られる合理的、効率的な活動を目指します。
- ④ 体罰等誤った指導におちいらないよう、熱意と共に冷静な判断を失わずに指導していきます。
- ⑤ 部顧問は、けがや事故の未然防止について高い意識を持って取り組み、特に、夏場等の高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応がとれるようにします。

具体的に以下のような対策をとります。

- ・ 生徒たちだけでは危険な練習はさせません。
 - ・ 熱中症などについて事前に注意・指導をします。
 - ・ 夏季休業中は気温等を考慮して活動の時間を設定します。
 - ・ 体調が悪い生徒は活動を控えさせます。また、体調が悪いことを申し出やすい雰囲気を作ります。
 - ・ 練習中、適宜休憩をとり、水分と塩分を補給します。
 - ・ 熱中症と思われる生徒がいれば、涼しいところで休ませ、身体を冷やす措置をとるとともに顧問や校内にいる教員にただちに連絡をします。
 - ・ 入道雲が発生し、厚い雲が広がり急に暗くなったら、雷を予測し、雷が鳴り始めた時にすぐ建物の中など安全な場所に避難します。
 - ・ また、周囲に建物がない場合は、電柱、鉄塔など高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲でその物体から4m以上離れたところに姿勢を低くして退避します。
- ⑥ 心肺停止が起きたときのAEDの使用法や、アナフィラキシーショックが起こったときのエピペン使用の方法など、生命の危機にさらされた時の対応として、救急搬送されるまでに行うべきことを、定期的に講習会に参加することで理解し、そのような状況が起こった時に、スムーズに医療機関とつなげるようにします。

事前に保健調査等で注意を要することが把握できている生徒については、全職員に周知し、部活動以外での活動時間でも対応できるようにします。

また、顧問不在の状況で起こった場合は、他の職員にすぐに連絡するよう指導します。

○ 適切な休養日等の設定

学習時間や睡眠時間の確保の面などから、生徒がバランスのとれた生活をおくることができるよう、以下に記すことを原則とします。また、教職員はワークライフ・バランスを図り、自己保健義務を果たしつつ、より質の高い業務を行っていきます。

(1) 活動時間

- ① 学期間中の平日：2時間程度とし、終了時間を厳守します。
- ② 週休日及び祝日：公式大会、練習試合等でやむを得ない場合を除き、活動は3時間程度とします。

※上記に拠らない長期休業期間等の活動は、生徒にとって無理のない適切な計画に基づいて実施します。

特に、生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮します。

(2) 適切な休養日の設定

- ◎ 本校においては、県の方針を踏まえ、年間を通して平均週2回の休養日にするために、次のように取り組みます。
- ① 週1回は土曜、日曜又は祝日を当て、終日の完全休養をつくります。但し、やむを得ず、確保できなかった場合は他の日に補填します（振替えます）。
- ② お盆休み、年末年始の休養日として、それぞれ最低3日ずつは確保します。
- ③ 上記①とは別に、定期考査1週間前から定期考査終了まで部活動は中止します。但し、公式大会を間近に控えている部については、1時間程度の活動を認めます。

(3) 大会等への参加、練習試合等の実施

校長は、生徒及び部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等について見直しを促すことがあります。また、部顧問も練習試合等を実施する場合において、土曜、日曜または祝日のいずれかに休養日が設定できるよう配慮します。

※スポーツ推進指定校の部活動および国体強化指定選手について、協会等からの要請があった場合についても、上記を大きく逸脱することのない範囲において、活動を行います。

- 附則
1. この方針の適用は、2020年4月1日からとする。
 2. この方針に定めるものの他、必要な事項は別途定める。